

宅建朝から1問 宅建業法 報酬 宅建 H28-33-ウ 《#924》

【問】正誤をつけよ。

居住用の建物の貸借の媒介に係る報酬の額は、借賃の1月分の1.1倍に相当する額以内であるが、権利金の授受がある場合は、当該権利金の額を売買に係る代金の額とみなして算定することができる。

【答え】誤り

《ポイント》 報酬【宅建★入門】

賃貸借の報酬の問題において、権利金の計算によることができるのは、「居住用建物以外の場合」である。

★ 「居住用建物の場合」

貸主・借主の双方から受けることのできる報酬の額の合計額(限度額)は、借賃の1か月分(課税事業者 1.1 か月分)が上限である。

※ 「居住用建物の『媒介』の場合」 ⇒ 承諾のない、依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は借賃の1か月分の1/2まで(課税事業者 0.55 か月分)。

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>